

令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について（報告）

令和 8 年 3 月 16 日に対面開催した「令和 7 年度第 5 回愛媛県保健医療対策協議会」において審議決定した「令和 9 年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法」に基づき、令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員（案）を算定の上、厚生労働省中国四国厚生局に通知（提示）したところ、同局から医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の趣旨に沿うものである旨の連絡があり、別添のとおり募集定員を設定の上、各病院に通知しましたので、ご報告します。

<参考>

○医師法

（研修医の定員）

第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）**の定員を定めるものとする。**

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 **都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。**
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 **都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。**
- 6 **都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。**
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

○医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

24 募集定員の通知

- (1) 都道府県知事は、法第 16 条の 3 第 3 項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の募集定員を定めたときは、当該募集定員による臨床研修が行われる年度の前年度の 4 月 30 日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。
- (2) **都道府県知事は、臨床研修病院ごとの募集定員を定めるに当たっては、法第 16 条の 3 第 5 項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該募集定員の算定方法を通知しなければならないこと。**
- (3) **都道府県は、当該通知書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。**

令和9年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員

医療圏	病院名	病院からの届出(希望)募集定員(C)	研修医受入実績(他病院で研修を中断した者の再開受入を含む)			②～④の最大値	医師派遣加算	基本定員(実績から算出した定員)※1(A)	厚生労働省が決定した募集定員の配分可能数(B)	⑦の合計が⑧を越える場合は調整	①と⑦(又は⑨)の少ない方の人数	小児・産科加算※3	2人定員加算等※2	県調整前⑩+⑪+⑫	⑬に対する増員要望①-⑬	県配分案(⑭の調整後)	合計⑬+⑮	【参考】	
			5年度	6年度	7年度													昨年度定員	(増減)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
宇摩	社会医療法人石川記念会HITO病院	3	3	3	3	3		3			3			3		0	3	3	0
新居浜・西条	住友別子病院	6	3	4	3	4		4			4			4	2	2	6	4	2
	一般財団法人積善会十全総合病院	3	3	2	3	3		3			3			3		0	3	3	0
	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院	2	0	0	0	0		1			1		1	2		0	2	2	0
	西条市立周桑病院	2	2	1	0	2		2			2			2		0	2	2	0
	西条中央病院	2	2	3	3	3		3			2			2		0	2	3	△1
	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	2	令和4年度新規指定		1	2	2	2			2			2		0	2	2	0
	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	6	4	3	3	4		4			4			4	2	2	6	6	0
今治	愛媛県立今治病院	2	0	0	0	0		1			1		1	2		0	2	2	0
松山	松山赤十字病院	18	15	15	17	17		17			17			17	1	1	18	18	0
	愛媛県立中央病院※4	24	19	18	10	19		19			19	4		23	1	1	24	20	4
	財団法人永頼会松山市民病院	6	3	3	4	4		4			4			4	2	2	6	6	0
	社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	6	3	6	6	6		6			6			6		0	6	6	0
	愛媛生協病院	3	1	2	0	2		2			2			2	1	1	3	3	0
	愛媛大学医学部附属病院	42	25	27	20	27	13	40			40	4		44		-2	42	38	4
八幡浜	市立八幡浜総合病院	2	0	0	1	1		1			1		1	2		0	2	2	0
宇和島	市立宇和島病院	6	5	6	6	6		6			6			6		0	6	6	0
県計		135	88	94	81	103	13	118	139	-	117	8	3	128	9	7	135	126	9

※1 過去3年間の研修医の受入実績の最大値+医師派遣加算が0人の場合は1人とする。

※2 2人定員加算:募集定員の下限を2人にするため、2人に満たない場合は2人になるよう加算。

※3 特例加算:⑩の人数が20人以上の病院または産科・小児科プログラムを設置している病院は、産科2人、小児科2人分を加算。

※4 自治医大卒業生の枠を含む。

追加配分数

↑配分

11

※⑧-⑬

令和9年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について

令和9年度から愛媛県内で研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について、医師法第16条の3の規定に基づき、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、次のとおりとする。

＜算定方法＞

- 1 研修医の募集を行う年度（令和8年度）を起点として、病院ごとの過去3年間（令和5～7年度）の研修医の受入実績（②～④）の最大値（⑤）に「医師派遣加算（⑥）」を加えた数を「基本定員（＝A）（⑦）」とする。

※ 受入実績（②～④）には、他病院で中断をした再開者の受入実績を含む。

※ 最大値（⑤）には、「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算分の受入実績は含まない。

※ Aが「0人」の場合は、「1人」とする。

- 2 Aの値の県内の合計値（＝A'）が、厚生労働省が定める県の募集定員の配分可能数（＝B）（⑧）を超える場合は、次の計算式により調整する。（計算式： $A \times B / A'$ ）（⑨）

※ 算出した値に少数点以下の端数が生じた場合は四捨五入した値とする。

- 3 各病院が希望する募集定員（＝C）（⑩）が上記1～2までの手順により算出した値（⑦又は⑨）を上回る場合は、⑦又は⑨の値、下回る場合はCの値（⑩）とする。（⑩）

- 4 「医師派遣加算（⑥）」については、研修医の募集を行う年度の前年度末（令和7年度末）時点において、医師派遣等を行っている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

- 5 4の「医師派遣等」は、次のア～オのすべてを満たすものとする。

ア 次の①から③のいずれかに該当すること。

① 各病院において、当該病院に勤務する医師を出向などにより当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

② 各病院において、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

③ 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務していること。

ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。

エ 愛媛県保健医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

オ 開設者が同一の病院間において行われているものでないこと、また、受入病院との相互の交流として行われているものでないこと。

6 「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算（⑪）として、⑩の値が20人以上の場合は、4人分を加算する。

7 上記1～6までの手順で算出した値について、以下の定員調整等を行う。

ア 値が1人の場合、募集定員の下限を2人にするための調整(1人→2人)を行う。(⑫)

イ 研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合は、募集定員の減員を行う。

8 1～7までの手順で算出した値（⑬）が、Bの値（⑧）に達していない場合、知事は、Bの値（⑧）を超えない範囲で、病院と個々に調整を行い追加して配分することとする。

令和9年度から研修を開始する研修医の募集定員 《 算定例 》

算定方法1、4、5 よりAを算出																		算定方法2 による調整		算定 方法 3	算定 方法 6	算定 方法 7	算定方法8 による追加配				
病院名	病院からの届出(希望)募集定員(c)	研修医受入実績(他病院で研修を中断した者の再開受入を含む)			②～④の最大値	医師派遣加算	基本定員(実績から算出した定員)(A)	厚労省が決定した募集定員の配分可能数(B)	⑦の合計が⑧を越える場合は調整	①と⑦(又は⑨)の少ない方の人数	小児・産科加算	2人定員加算等	県調整前⑩+⑪+⑫	⑬に対する増員要望①-⑬	県配分案(⑭の調整後)	合計⑬+⑮	【参考】										
		5年度	6年度	7年度													昨年度定員	(増減)									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱									
〇〇病院	5	3	3	2	3	0	3	国通知より調整なし		3	0		3	2	2	5	5	0									
△△病院	2	0	0	0	0	0	1			1	0	1	2	0	0	2	2	0									
××病院	24	15	17	19	19	0	19			19	4		23	1	1	24	22	2									
□□病院	7	7	6	6	7	0	7			7	0		7	0	1	8	7	1									
							(A')																				
合計	133	74	88	94	103	13	116	139	-	116	4	3	123	10	16	139	126	13									

少なくとも1人は配分する。

国から示された令和9年度の募集定員の上限(昨年度比13人増)

最大16人追加配分可能
※139 - 123
⑧ ⑬